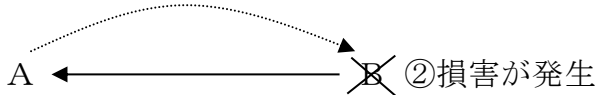


【過失責任の原則】 → 過失がない者は責任を負わなくてよいという原則

↳ 過失とは『うっかり』『落ち度』『帰責性』と同様の意味

① AB間のトラブルにより



③ 損害賠償請求をしたい

↓これには、
主に以下の2つの方法がある。



◎ Aが『契約等に基づく義務 (=債務) に違反』した場合⇒**債務不履行責任** (415条)

◎ Aが『Bを殴った』『事故で跳ねた』などの場合⇒**不法行為責任** (709条)

(※これらを**事実行為**という)

↓そして

いずれの責任も**過失責任の原則**があり、

Aに過失がない場合→BはAに責任追及できない。

↓但し

例外的に**無過失でも責任を負う場合**がある (=無過失責任)

↓代表例は以下の3つ

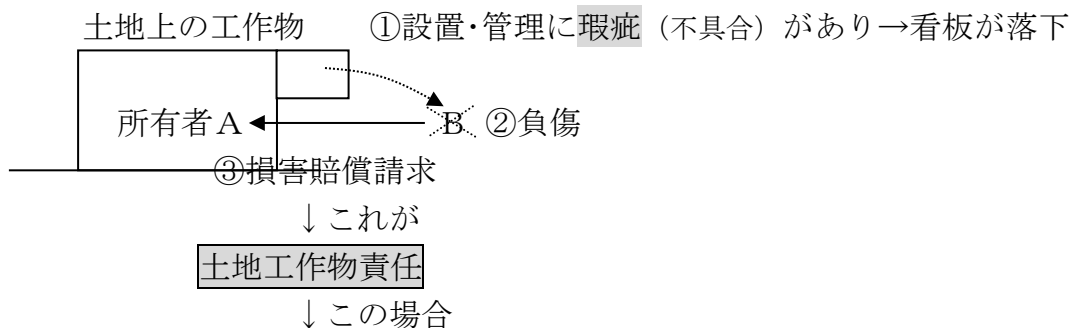
① **無権代理人の責任** (117条)

② 売主の**契約不適合責任**

③ **土地工作物責任** (717条)

※これらの責任の詳細は今後学習していくが (②③は民法Ⅱで)、ここでは③のみを概説する。

◎ **土地工作物責任** (717条)



Aは**無過失でも責任を負う** (**無過失責任**)

理由: **危険な物 (工作物) を社会に提供した以上、実際に事故が起これば、**

過失の有無にかかわらず責任を負うべき (※これを**危険責任の法理**という)。

【信義則】 =信義誠実の原則（1条2項）

↓これは

契約等の取引をする場合⇒信義に則って誠実に行うべきというルール

↓この信義則を具体化するものとして、

以下の4つのルールがある。

①禁反言（=矛盾行為の禁止）

↓例えば

AがBにお金を貸したが（AがBに債権あり）、
返済がないまま10年間経過し、
消滅時効が完成した（⇒Bは借金を消滅させることが可能）。

↓その後、

B（債務者）が『消滅時効は主張せずにお金を返済します』と言った。

↓にもかかわらず、

後になって『やっぱり時効を主張するのでお金は返しません』と主張。

↓このような

矛盾した挙動は禁反言に違反するため⇒許されない（詳細は時効の個所で学習する）。

②事情変更の原則

↓これは以下の【最判昭30・12・20】の内容を押える。

契約には拘束力があるため、
契約に基づく義務は守らなければならないのが原則である。

↓しかし

戦争・大震災などの予測不可能な事情の変更が発生。

↓このような場合まで、

『契約した以上は品物を持ってこい！』と契約で拘束するのは、
相手方に酷な場合もある。

↓そこで

事情変更の原則により、

◎契約内容の変更や

◎契約解除が可能になる場合がある。

【国Ⅱ2000】×

契約締結時に当事者が予測し得なかった事情の変化が生じたとしても、新たな事情に適合した内容に契約を改訂すべきであり、当事者に帰責事由がない限り契約の解除は認められない。